

資料編

資料1 前計画期間のサービス利用等の概況

資料2 介護保険サービスの内容

資料3 介護保険法に基づく施設・事業所数

資料4 圏域別施設・居住系サービス見込量

資料5 高齢社会対策計画の推移

資料6 健康長寿やまなしプラン計画策定体制

資料1 前計画期間のサービス利用等の概況

(資料は、地域包括ケア「見える化システム」(厚生労働省))

(1) 被保険者及び要介護(支援)認定者の状況

第1号被保険者数及び要介護(支援)認定者の状況は、次のとおりです。

<図表1> 第1号被保険者数の推移 (単位:人(各年度3月末現在))

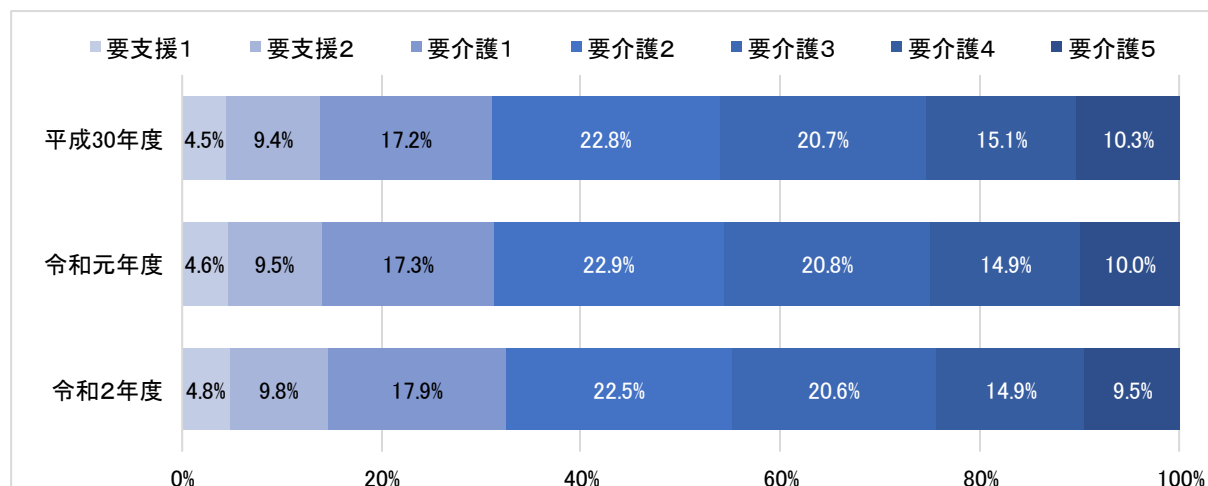
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
第1号被保険者数	244,467	247,017	249,127
65歳以上75歳未満	118,040	117,304	118,097
75歳以上	126,427	129,713	131,030

<図表2> 要介護(支援)認定者数(第1号被保険者)の推移 (単位:人)

	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	計画	実績	比率	計画	実績	比率	計画	実績	比率
総数	38,617	38,637	100.1%	39,262	39,173	99.8%	39,969	39,495	98.8%
要支援 計	5,255	5,360	102.0%	5,160	5,495	106.5%	5,140	5,768	112.2%
要支援1	1,716	1,725	100.5%	1,728	1,785	103.3%	1,764	1,904	107.9%
要支援2	3,539	3,635	102.7%	3,432	3,710	108.1%	3,376	3,864	114.5%
要介護 計	33,362	33,277	99.7%	34,102	33,678	98.8%	34,829	33,727	96.8%
要介護1	6,471	6,638	102.6%	6,489	6,767	104.3%	6,494	7,079	109.0%
要介護2	8,784	8,827	100.5%	9,002	8,990	99.9%	9,230	8,903	96.5%
要介護3	7,978	8,001	100.3%	8,284	8,163	98.5%	8,589	8,131	94.7%
要介護4	6,059	5,821	96.1%	6,211	5,840	94.0%	6,360	5,872	92.3%
要介護5	4,070	3,990	98.0%	4,116	3,918	95.2%	4,156	3,742	90.0%
認定率(山梨)	—	15.7%	—	—	15.6%	—	—	—	—
認定率(全国)	—	18.3%	—	—	—	—	—	—	—

(実績値)厚生労働省「介護保険事業状況報告」9月月報(計画値)介護保険事業計画にかかる保険者からの報告値

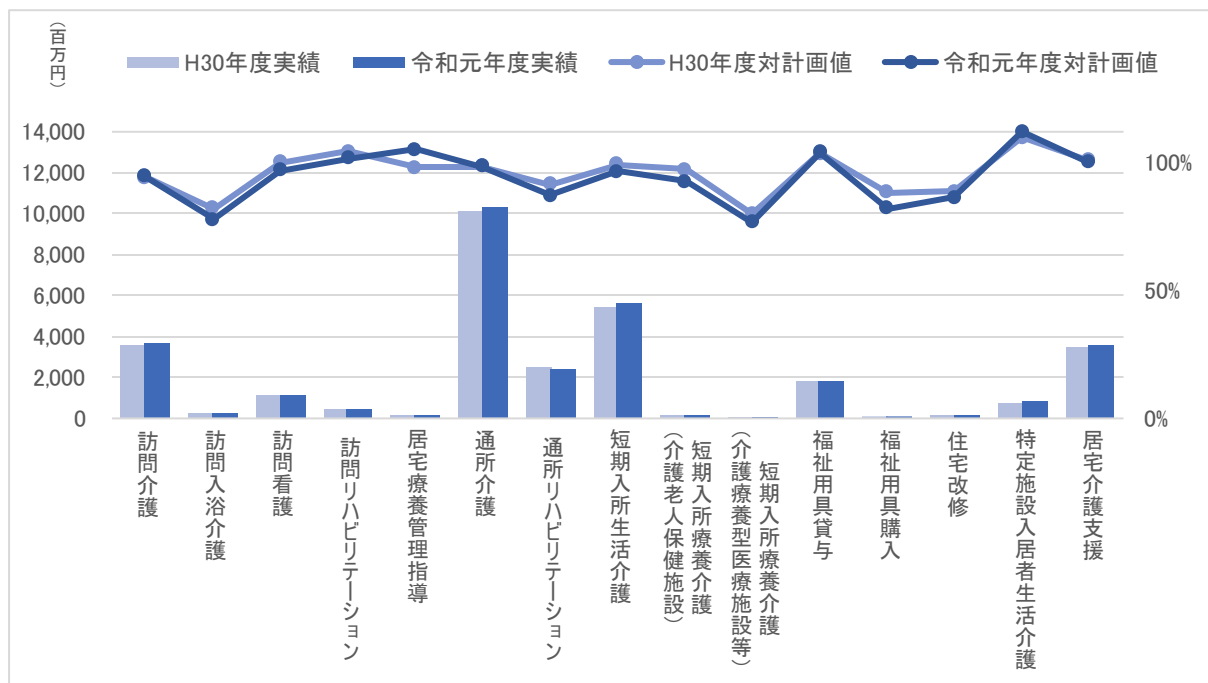
<図表3> 要介護(支援)認定者数(第1号被保険者)の構成割合の推移



(2) 介護給付等対象サービスの利用状況

平成30年度及び令和元年度における介護給付等対象サービスの利用実績及び計画値に対する割合は、次のとおりです。

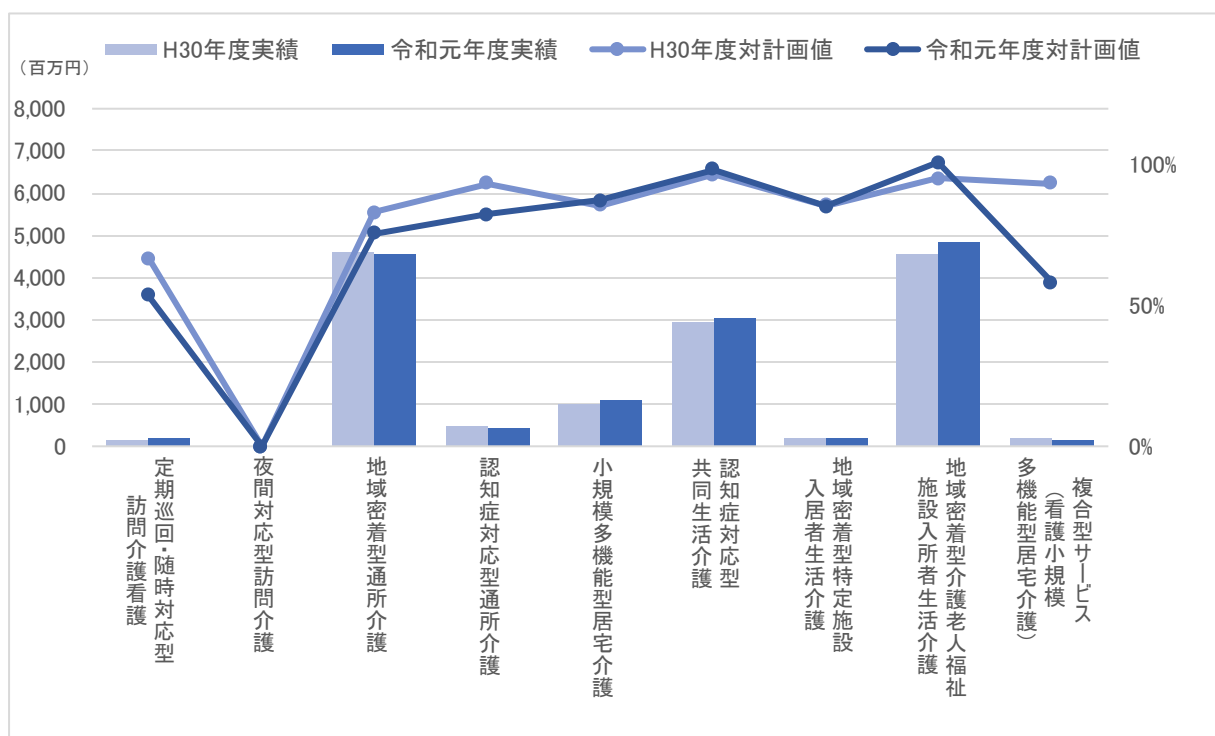
<図表4>居宅サービス(介護給付)の利用実績・計画に対する比率



<図表5>居宅サービス(介護給付)の利用実績・計画に対する比率 (単位:千円)

	平成30年度			令和元年度		
	計画	実績	対計画値	計画	実績	対計画値
訪問介護	3,843,156	3,620,026	94.2%	3,937,496	3,715,137	94.4%
訪問入浴介護	369,116	302,591	82.0%	392,779	305,981	77.9%
訪問看護	1,146,619	1,146,487	100.0%	1,212,235	1,171,949	96.7%
訪問リハビリテーション	439,533	457,991	104.2%	456,810	464,471	101.7%
居宅療養管理指導	191,777	187,927	98.0%	204,326	214,804	105.1%
通所介護	10,275,937	10,101,830	98.3%	10,479,184	10,332,972	98.6%
通所リハビリテーション	2,704,752	2,472,300	91.4%	2,763,782	2,405,029	87.0%
短期入所生活介護	5,539,280	5,488,391	99.1%	5,813,735	5,610,934	96.5%
短期入所療養介護(介護老人保健施設)	194,245	188,806	97.2%	199,338	184,576	92.6%
短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)	133,301	106,558	79.9%	140,215	107,311	76.5%
福祉用具貸与	1,740,194	1,797,866	103.3%	1,786,052	1,853,124	103.8%
福祉用具購入	62,205	54,832	88.1%	67,349	55,124	81.8%
住宅改修	146,787	130,266	88.7%	156,732	135,364	86.4%
特定施設入居者生活介護	728,985	800,670	109.8%	751,321	841,795	112.0%
居宅介護支援	3,467,139	3,495,724	100.8%	3,555,251	3,550,320	99.9%
計	30,983,026	30,352,265	98.0%	31,916,605	30,948,891	97.0%

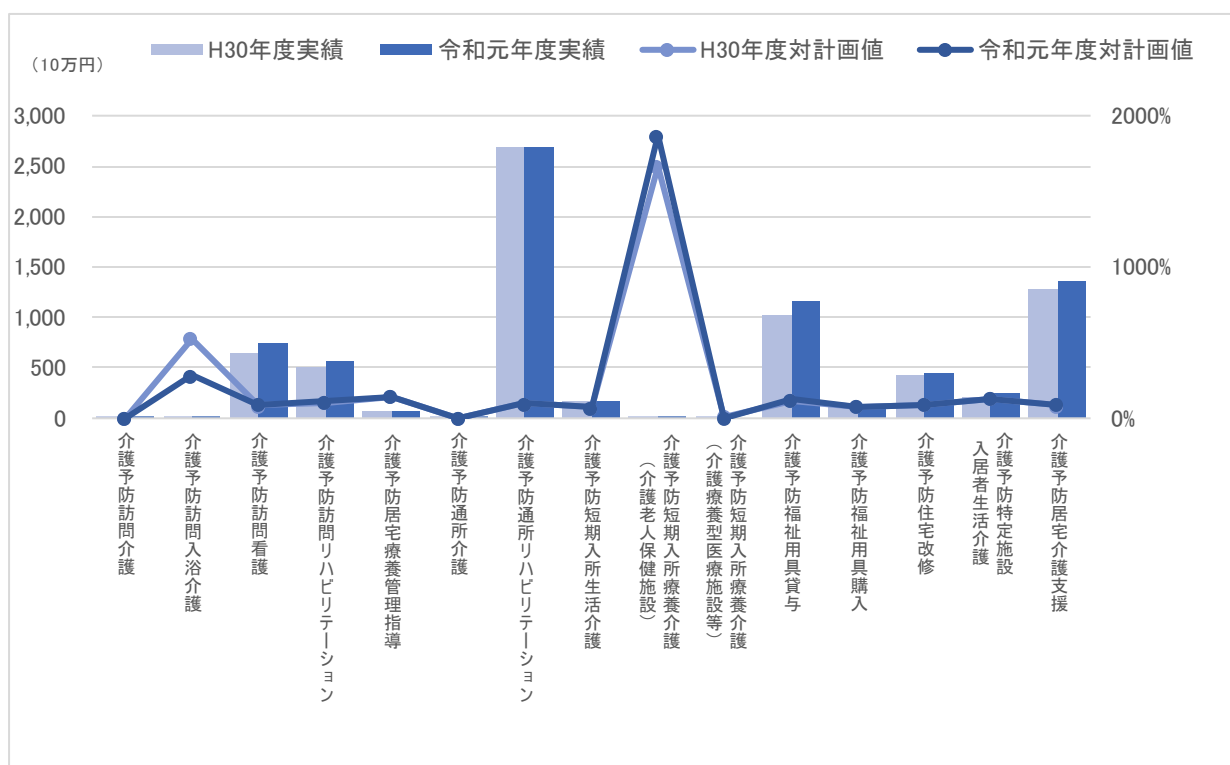
＜図表 6＞地域密着型サービス(介護給付)の利用実績・計画に対する比率



＜図表 7＞地域密着型サービス(介護給付)の利用実績・計画に対する比率 (単位:千円)

	平成 30 年度			令和元年度		
	計画	実績	対計画値	計画	実績	対計画値
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	228,368	152,447	66.8%	330,814	177,637	53.7%
夜間対応型訪問介護	0	0	0.0%	0	0	0.0%
地域密着型通所介護	5,527,338	4,585,006	83.0%	6,039,891	4,572,889	75.7%
認知症対応型通所介護	506,589	473,110	93.4%	542,543	446,091	82.2%
小規模多機能型居宅介護	1,166,055	998,250	85.6%	1,262,040	1,102,386	87.3%
認知症対応型共同生活介護	3,052,569	2,950,701	96.7%	3,070,798	3,016,694	98.2%
地域密着型特定施設入居者生活介護	224,067	191,617	85.5%	226,552	192,784	85.1%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4,756,672	4,533,592	95.3%	4,776,878	4,822,889	101.0%
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	213,399	199,303	93.4%	291,906	170,312	58.3%
計	15,675,057	14,084,026	89.8%	16,541,422	14,501,682	87.7%

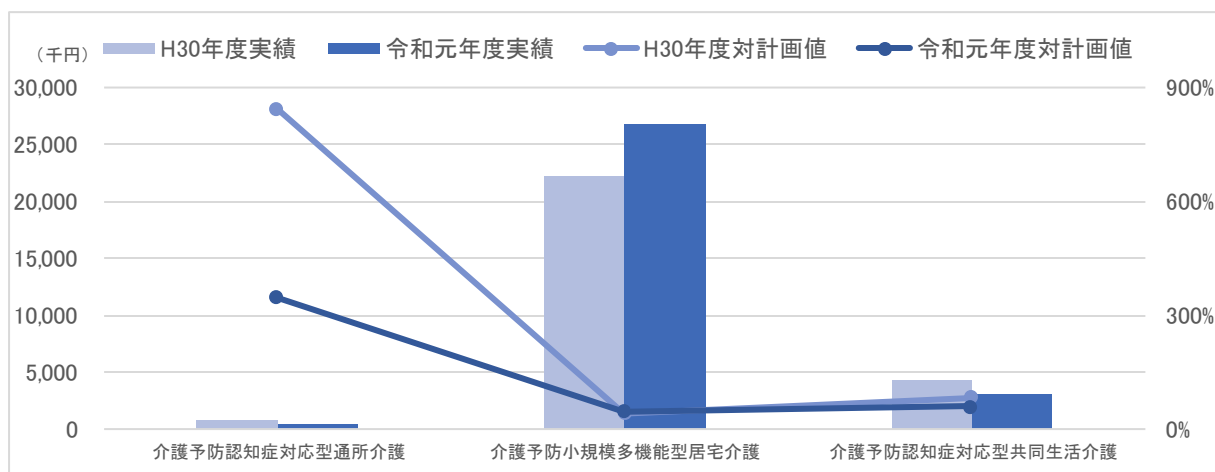
<図表 8>介護予防サービス(予防給付)の利用実績・計画に対する比率



<図表 9>介護予防サービス(予防給付)の利用実績・計画に対する比率 (単位:千円)

	平成 30 年度			令和元年度		
	計画	実績	対計画値	計画	実績	対計画値
介護予防訪問介護	0	124	—	0	27	—
介護予防訪問入浴介護	192	1,018	530.2%	417	1,192	285.9%
介護予防訪問看護	75,945	65,295	86.0%	81,804	73,802	90.2%
介護予防訪問リハビリテーション	47,451	50,658	106.8%	52,029	57,439	110.4%
介護予防居宅療養管理指導	4,979	7,082	142.2%	5,378	7,584	141.0%
介護予防通所介護	0	732	—	0	13	—
介護予防通所リハビリテーション	271,894	269,352	99.1%	280,681	268,624	95.7%
介護予防短期入所生活介護	24,126	17,689	73.3%	25,904	17,934	69.2%
介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)	99	1,648	1664.6%	99	1,853	1871.7%
介護予防短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)	410	41	10.0%	830	0	0.0%
介護予防福祉用具貸与	88,974	102,222	114.9%	92,655	115,428	124.6%
介護予防福祉用具購入	14,671	11,559	78.8%	15,153	11,948	78.8%
介護予防住宅改修	47,822	43,623	91.2%	48,561	45,330	93.3%
介護予防特定施設入居者生活介護	16,856	21,948	130.2%	18,533	24,631	132.9%
介護予防居宅介護支援	146,712	128,138	87.3%	148,137	135,733	91.6%
計	740,131	721,129	97.4%	770,181	761,538	98.9%

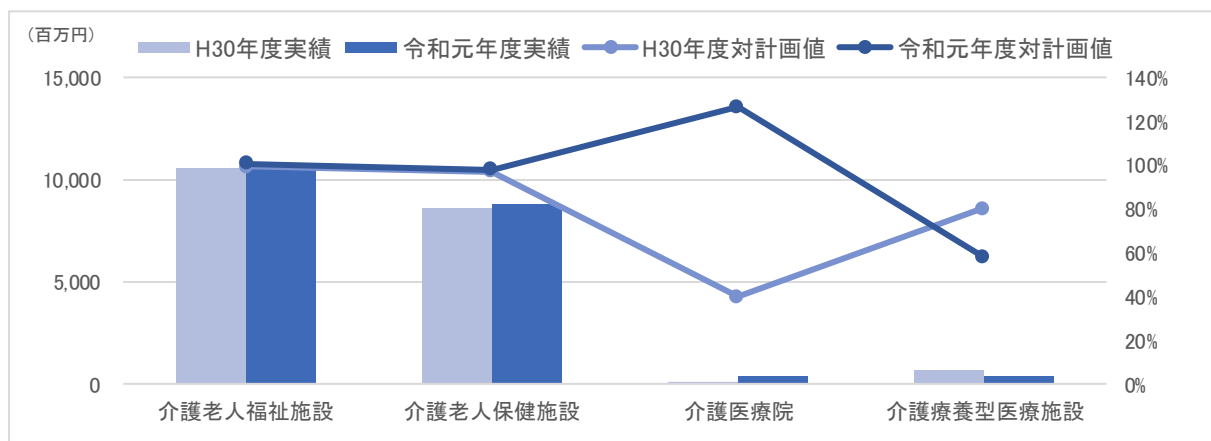
＜図表 10＞地域密着型介護予防サービス(予防給付)の利用実績・計画に対する比率



＜図表 11＞地域密着型介護予防サービス(予防給付)の利用実績・計画に対する比率(単位:千円)

	平成 30 年度			令和元年度		
	計画	実績	対計画値	計画	実績	対計画値
介護予防認知症対応型通所介護	105	885	842.9%	105	363	345.7%
介護予防小規模多機能型居宅介護	54,553	22,226	40.7%	58,716	26,782	45.6%
介護予防認知症対応型共同生活介護	5,264	4,320	82.1%	5,266	3,115	59.2%
計	59,922	27,431	45.8%	64,087	30,260	47.2%

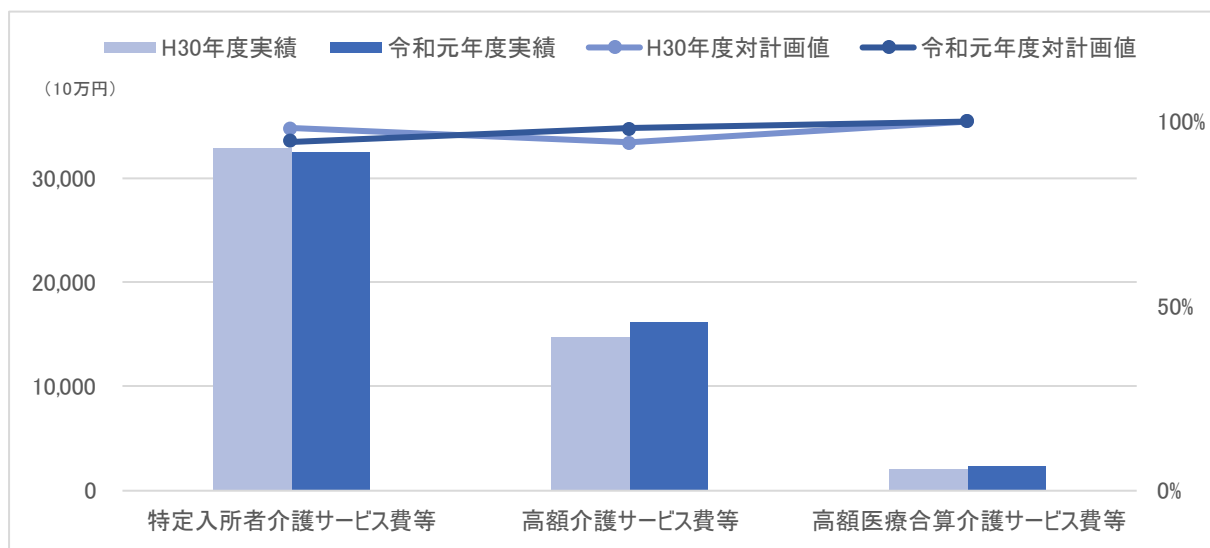
＜図表 12＞施設介護サービス(介護給付)の利用実績・計画に対する比率



＜図表 13＞施設介護サービス(介護給付)の利用実績・計画に対する比率(単位:千円)

	平成 30 年度			令和元年度		
	計画	実績	対計画値	計画	実績	対計画値
介護老人福祉施設	10,591,895	10,526,582	99.4%	10,617,662	10,705,070	100.8%
介護老人保健施設	8,905,716	8,628,810	96.9%	8,931,977	8,756,821	98.0%
介護医療院	128,285	51,150	39.9%	385,447	487,721	126.5%
介護療養型医療施設	855,840	684,173	79.9%	632,771	366,592	57.9%
計	20,481,736	19,890,715	97.1%	20,567,857	20,316,204	98.8%

＜図表 14＞その他給付費（介護給付・予防給付）の利用実績・計画に対する比率



＜図表 15＞その他給付費（介護給付・予防給付）の利用実績・計画に対する比率（単位：千円）

	平成 30 年度			令和元年度		
	計画	実績	対計画値	計画	実績	対計画値
特定入所者介護サービス費等	3,322,811	3,259,997	98.1%	3,437,265	3,247,433	94.5%
高額介護サービス費等	1,563,931	1,476,205	94.4%	1,643,508	1,612,597	98.1%
高額医療合算介護サービス費等	210,198	210,198	100.0%	242,501	242,501	100.0%
計	5,096,940	4,946,400	97.0%	5,323,274	5,102,531	95.9%

＜図表 16＞総給付費（介護給付・予防給付）の利用実績・計画に対する比率（単位：千円）

	平成 30 年度			令和元年度		
	計画	実績	対計画値	計画	実績	対計画値
総給付費	71,134,398	68,284,413	96.0%	72,911,970	69,318,287	95.1%
介護給付	67,011,534	64,275,856	95.9%	68,640,437	65,279,056	95.1%
予防給付	800,053	748,560	93.6%	834,268	791,798	94.9%
特定入所	3,322,811	3,259,997	98.1%	3,437,265	3,247,433	94.5%

※ 総給付費：保険給付（介護給付・予防給付）のうち、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費を除いたもの。

資料2 介護保険サービスの内容

1 介護給付(要介護1～5の方が利用できるサービス)

居宅介護支援

居宅要介護者について、居宅サービス等が適切に利用できるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況や置かれている環境等を勘案し、居宅サービス計画を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、居宅サービス事業者等との連絡調整等の便宜の提供を行います。

(1) 在宅サービス

訪問介護(ホームヘルプサービス)

居宅において訪問介護員(ホームヘルパー)が入浴、排泄、食事等の介護や掃除、洗濯、買い物、調理などの生活の支援を行います。

訪問入浴介護

居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

訪問看護

居宅において看護師等により療養上の世話又は必要な診療の補助を行います。

訪問リハビリテーション

居宅において理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行います。

居宅療養管理指導

病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師等が療養上の管理や指導を行います。

通所介護(デイサービス)

日中、老人デイサービスセンターなどに通い、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けます。

地域密着型通所介護(小規模デイサービス)※

日中、利用定員18人以下の小規模の老人デイサービスセンターなどに通い、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けます。

通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設、病院、診療所等に通い、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを受けます。

短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けます。

短期入所療養介護(ショートステイ)

医療機関や介護老人保健施設、介護医療院に短期間入所し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を受けます。

福祉用具貸与

心身の状況や希望・環境をふまえ、福祉用具の貸与を行います。

特定福祉用具販売

心身の状況や希望・環境をふまえ、福祉用具の販売を行います。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護※

日中・夜間を通じ、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、居宅において入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話とともに、療養上の世話や診療の補助を行います。

夜間対応型訪問介護※

夜間において、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問介護員(ホームヘルパー)が、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行います。

認知症対応型通所介護※

認知症の居宅要介護者が、施設又は老人デイサービスセンターに通い、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けます。

小規模多機能型居宅介護*

居宅において、又はサービスの拠点に通い、もしくは短期間宿泊し、当該拠点において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けます。

看護小規模多機能型居宅介護*

小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を組み合わせ、医療ニーズの高い在宅の利用者への対応を行います。

(2) 施設・居住系サービス**介護福祉施設サービス**

介護老人福祉施設（定員30人以上の特別養護老人ホーム）に入所している要介護者（原則として要介護3以上の方に限る）に、施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

介護保健施設サービス

介護老人保健施設に入所している要介護者に、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行います。

介護療養施設サービス

介護療養型医療施設（療養病床等を有する病院又は診療所）に入院している要介護者に、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行います。

介護医療院

要介護者に対し、長期医療のための医療と日常生活上の世話を一体的に提供する施設として平成30年度に創設されました。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護*

地域密着型介護老人福祉施設（定員29人以下の特別養護老人ホーム）に入所している要介護者（原則として要介護3以上の方に限る）に、施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)*

比較的安定した状態にある認知症の要介護者が、共同生活を営む住居で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けます。

特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（定員30人以上）に入居している要介護者に、所定の計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。

地域密着型特定施設入居者生活介護*

有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（定員29人以下）に入居している要介護者に、所定の計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。

2 予防給付(要支援1・2の方が利用できるサービス)**介護予防支援**

居宅要支援者について、介護予防サービス等が適切に利用できるよう、当該居宅要支援者の依頼を受けて、その心身の状況や置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等との連絡調整等の便宜の提供を行います。

(1) 在宅サービス**介護予防訪問入浴介護**

居宅において介護予防を目的として、居宅を訪問し、所定の期間、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

介護予防訪問看護

居宅において介護予防を目的として、看護師等により所定の期間、療養上の世話又は必要な診療の補助を行います。

介護予防訪問リハビリテーション

居宅において介護予防を目的として、所定の期間、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行います。

介護予防居宅療養管理指導

介護予防を目的として、病院等の医師、歯科医師、薬剤師等により、療養上の管理及び指導を行います。

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設、病院、診療所等に通い、介護予防を目的として、所定の期間、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを受けます。

介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

特別養護老人ホーム等に短期間入所し、介護予防を目的として、所定の期間、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を受けます。

介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)

老人保健施設等に短期間入所し、介護予防を目的として、看護、医学的管理の下、介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を受けます。

介護予防福祉用具貸与

心身の状況や希望・環境をふまえ、介護予防に資する福祉用具の貸与を行います。

特定介護予防福祉用具販売

心身の状況や希望・環境をふまえ、介護予防に資する福祉用具の販売を行います。

介護予防認知症対応型通所介護*

認知症の居宅要支援者が、老人デイサービスセンター等に通い、介護予防を目的として、所定の期間、入浴、排泄、食事等の介護その他日の日常生活上の支援及び機能訓練を受けます。

介護予防小規模多機能型居宅介護*

居宅において、又はサービスの拠点に通い、もしくは短期間宿泊し、当該拠点において、介護予防を目的として、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を受けます。

(2) 居住系サービス**介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)***

比較的安定した状態にある認知症の要支援者が、共同生活を営む住居で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けます。

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム(定員30人以上)に入居している要支援者について、介護予防を目的として、所定の計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行います。

(注) *印のあるものは地域密着型サービスです。市町村がサービス事業者の指定・指導監督権限を有し、原則として当該市町村の被保険者のみがサービスを利用できます。

資料3 介護保険法に基づく施設・事業所数

●県指定事業所数(保健福祉圏域別、介護サービス別)

(R2. 11. 1現在)

上段:介護給付、下段:介護予防給付

サービス 保健福祉事務所	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護			訪問リハビリテーション			居宅療養管理指導			通所介護	通所リハビリテーション				短期入所生活介護			特定施設入居者生活介護	福祉用具貸与	特定福祉用具販売	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	医療施設	介護医療院	合計			
			総数	医療みなし	指定	総数	医療みなし	指定	総数	医療みなし	指定		総数	医療みなし	施設	指定	総数	施設	指定								総数	みなし	指定	
			(予防)	(予防)	(予防)	(予防)	(予防)	(予防)	(予防)	(予防)	(予防)		(予防)	(予防)	(予防)	(予防)	(予防)	(予防)	(予防)								(予防)	(予防)	(予防)	(予防)
中北	46	5	192	176	16	177	171	6	362	362	0	56	88	78	10	0	33	20	19	1	1	15	16	15	11	2	0	1,039	816	223
	3	183	167	16	171	165	6	347	347	0	88	78	10	0	29	20	19	1	1	15	16						873	786	87	
峡東	21	2	99	90	9	93	89	4	185	182	3	35	27	22	5	0	26	11	10	1	5	6	6	10	5	0	0	531	398	133
	2	95	86	9	90	86	4	178	176	2	26	21	5	0	23	11	10	1	4	6	6						441	384	57	
峡南	15	1	45	39	6	40	39	1	77	77	0	13	13	9	4	0	12	6	5	1	0	3	3	9	4	0	0	241	173	68
	1	44	38	6	40	39	1	75	75	0	13	9	4	0	11	7	6	1	0	3	3						197	171	26	
富士・東部	35	3	143	134	9	134	133	1	267	266	1	40	51	45	6	0	20	7	6	1	0	12	12	12	6	0	0	742	590	152
	2	139	130	9	130	129	1	257	256	1	51	45	6	0	19	7	6	1	0	12	12						629	572	57	
合計(A)	117	11	479	439	40	444	432	12	891	887	4	144	179	154	25	0	91	44	40	4	6	36	37	46	26	2	0	2,553	1,977	576
	8	461	421	40	431	419	12	857	854	3	178	153	25	0	82	45	41	4	5	36	37						2,140	1,913	227	

●中核市指定事業所数(地域密着サービス及び居宅介護支援事業所以外の介護サービス別)

サービス 中核市	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護			訪問リハビリテーション			居宅療養管理指導			通所介護	通所リハビリテーション				短期入所生活介護			特定施設入居者生活介護	福祉用具貸与	特定福祉用具販売	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	医療施設	介護医療院	合計			
			総数	医療みなし	指定	総数	医療みなし	指定	総数	医療みなし	指定		総数	医療みなし	施設	指定	総数	施設	指定								総数	みなし	指定	
			(予防)	(予防)	(予防)	(予防)	(予防)	(予防)	(予防)	(予防)	(予防)		(予防)	(予防)	(予防)	(予防)	(予防)	(予防)	(予防)								(予防)	(予防)	(予防)	(予防)
甲府市(B)	66	2	177	162	15	160	157	3	373	373	0	55	68	63	5	0	42	9	8	1	3	19	18	12	5	0	1	1,010	768	242
	2	177	162	15	161	158	3	364	364	0	68	63	5	0	38	8	8	0	3	19	18						858	760	98	
A + B 合計	183	13	656	601	55	604	589	15	1,264	1,260	4	199	247	217	30	0	133	53	48	5	9	55	55	58	31	2	1	3,563	2,745	818
	10	638	583	55	592	577	15	1,221	1,218	3	0	246	216	30	0	120	53	49	4	8	55	55				2,998	2,673	325		

●市町村指定事業所数(保健福祉圏域別、介護サービス別)

サービス 保健福祉圏域	地域密着型サービス(上段:介護給付、下段:介護予防給付)									計	居宅介護支援	介護予防支援
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	地域密着型通所介護			
中北	5	0	22	13	3	47	2	27	163	282	186	16
			22	13		48				83		
峡東	1	0	5	6	1	12	3	12	34	74	63	5
			6	6		10				22		
峡南	0	0	2	2	0	4	0	5	30	43	28	5
			1	2		4				7		
富士・東部	2	0	4	8	0	10	0	13	44	81	70	12
			4	8		10				22		
合計	8	0	33	29	4	73	5	57	271	480	347	38
			33	29		72				134		

資料4 圏域別施設・居住系サービス見込量(月平均)

(1) 中北圏域

(単位:人)

施設種別	R2年度 見込	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R22年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	1,636	1,662	1,694	1,719	1,831	2,096
地域密着型介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	741	788	788	856	901	1,025
介護老人保健施設	1,297	1,305	1,313	1,318	1,373	1,583
介護医療院	104	108	127	141	151	165
介護療養型医療施設	25	29	20	10	-	-
認知症対応型共同生活介護 (認知症グループホーム)	654	682	709	710	727	797
特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム)	207	217	258	282	320	346
地域密着型特定施設入居者生活介護 (小規模の介護付有料老人ホーム)	46	46	46	46	46	47
合計	4,710	4,837	4,955	5,082	5,349	6,059

(2) 峡東圏域

(単位:人)

施設種別	R2年度 見込	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R22年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	671	686	697	705	734	853
地域密着型介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	332	365	365	394	413	472
介護老人保健施設	484	492	492	492	521	605
介護医療院	11	11	27	27	28	31
介護療養型医療施設	0	0	0	0	-	-
認知症対応型共同生活介護 (認知症グループホーム)	181	223	225	226	236	252
特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム)	115	119	120	121	124	139
地域密着型特定施設入居者生活介護 (小規模の介護付有料老人ホーム)	59	71	92	92	93	104
合計	1,853	1,967	2,018	2,057	2,149	2,456

(3) 峡南圏域

(単位:人)

施設種別	R2年度 見込	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R22年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	442	457	468	468	451	437
地域密着型介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	128	144	144	144	136	117
介護老人保健施設	368	370	369	370	349	337
介護医療院	0	2	2	2	5	5
介護療養型医療施設	1	1	1	1	-	-
認知症対応型共同生活介護 (認知症グループホーム)	64	61	61	61	60	57
特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム)	34	39	41	43	40	34
地域密着型特定施設入居者生活介護 (小規模の介護付有料老人ホーム)	1	1	1	1	1	1
合計	1,038	1,075	1,087	1,090	1,042	988

(4) 富士・東部圏域

(単位:人)

施設種別	R2年度 見込	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R22年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	842	873	903	917	951	1,041
地域密着型介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	385	374	432	432	475	513
介護老人保健施設	685	683	697	707	740	831
介護医療院	19	47	82	80	125	101
介護療養型医療施設	19	18	14	13	-	-
認知症対応型共同生活介護 (認知症グループホーム)	122	130	150	151	150	161
特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム)	71	89	94	98	103	109
地域密着型特定施設入居者生活介護 (小規模の介護付有料老人ホーム)	0	0	0	0	0	0
合計	2,143	2,214	2,372	2,398	2,544	2,756

資料5 高齢社会対策計画の推移

年月	県の計画	国の法律及び計画等
昭和60年 3月	「山梨県高齢化社会モデル」策定	
61年 3月		「高齢社会対策の大綱について」閣議決定
平成元年 12月		「高齢者保健福祉推進十か年戦略(ゴールドプラン)」
2年 6月		福祉八法改正
10月	「長寿やまなしいきいきプラン」策定	
6年 2月	「山梨県幸住県計画」策定 (基本計画:H6~H15までの10年間) (第1次実施計画:H6~H10までの5年間)	
2月	「山梨県老人保健福祉計画」策定	
3月	「山梨県障害者幸住県計画」策定	
3月		「21世紀福祉ビジョン」提起
10月	「長寿やまなし県民憲章」制定	
12月		「新ゴールドプラン」策定
7年 3月	「長寿やまなしプラン21」策定 (計画期間:H7~H15までの9年間)	
11月		「高齢社会対策基本法」公布
12月		「高齢社会対策基本法」施行
8年 7月		「高齢化社会対策の大綱について」閣議決定
9年 12月	「山梨県幸住県計画第2次実施計画」策定 (第2次実施計画:H10~H14までの5年間)	介護保険法公布
11年 12月		「今後5か年間の高齢者保健福祉施策の方向(ゴールドプラン21)」策定
12年 3月	「長寿やまなし高齢者支援計画」策定 (計画期間:H12~H16までの5年間) 〔「山梨県老人保健福祉計画」 「山梨県介護保険事業支援計画」〕	
4月		介護保険法施行
13年 12月		「高齢社会対策の大綱について」閣議決定
15年 3月	「健康長寿やまなしプラン」策定 (計画期間:H15~H19までの5年間) 〔「山梨県高齢者保健福祉計画」 「山梨県介護保険事業支援計画(第2期)」〕	
16年 2月	山梨県長期総合計画「創・甲斐プラン21」策定 (実施計画:H16~H20までの5年間)	
17年 2月	「山梨県福祉基本計画」策定 (計画期間:H17~H26までの10年間)	
18年 3月	「健康長寿やまなしプラン」策定 (計画期間:H18~H20までの3年間) 〔「山梨県高齢者保健福祉計画」 「山梨県介護保険事業支援計画(第3期)」〕	
4月		改正介護保険法施行
6月		老人保健法改正 →高齢者の医療の確保に関する法律
19年 12月	「チャレンジ山梨行動計画」策定 (計画期間:H19~H22までの4年間)	
20年 3月	山梨県地域ケア体制整備構想策定	

年月	県の計画	国の法律及び計画等
21年 3月	「健康長寿やまなしプラン」策定 (計画期間: H21～H23までの3年間) 〔「山梨県高齢者福祉計画」 「山梨県介護保険事業支援計画(第4期)」〕	
4月		改正介護保険法施行
23年 10月	第二期「チャレンジ山梨行動計画」策定 (計画期間: H23～H26までの4年間)	
24年 3月	「健康長寿やまなしプラン」策定 (計画期間: H24～H26までの3年間) 〔「山梨県高齢者福祉計画」 「山梨県介護保険事業支援計画(第5期)」〕	
4月		改正介護保険法施行
8月		社会保障制度改革推進法公布・施行
9月		「高齢社会対策の大綱について」閣議決定 「認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)」策定
26年 6月		医療介護総合確保推進法公布 改正介護保険法公布
27年 1月		「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」策定
3月	「山梨県地域福祉支援計画」策定 (計画期間: H27～H31までの5年間) 「健康長寿やまなしプラン」策定 (計画期間: H27～H29までの3年間) 〔「山梨県高齢者福祉計画」 「山梨県介護保険事業支援計画(第6期)」〕 「山梨県認知症対策推進計画」策定 (計画期間: H27～H29までの3年間)	
12月	「ダイナミックやまなし総合計画」策定	
28年 5月	「山梨県地域医療構想」策定	
29年 6月		改正介護保険法公布
7月		「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」改定
30年 2月		「高齢社会対策の大綱について」閣議決定
3月	「健康長寿やまなしプラン」策定 (計画期間: H30～R2までの3年間) 〔「山梨県高齢者福祉計画」 「山梨県介護保険事業支援計画(第7期)」 「第4期山梨県介護給付適正化計画」〕 「山梨県認知症対策推進計画」策定 (計画期間: H30～R2までの3年間) 「山梨県地域保健医療計画」策定 (計画期間: H30～R5までの6年間)	
令和元年12月	「山梨県総合計画」策定	
令和2年 6月		「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」公布
10月		「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」公布
令和3年 3月	「健康長寿やまなしプラン」策定 (計画期間: R3～R5までの3年間) 〔「山梨県高齢者福祉計画」 「山梨県介護保険事業支援計画(第8期)」 「山梨県認知症対策推進計画」 「第5期山梨県介護給付適正化計画」〕	

資料6 健康長寿やまなしプラン計画策定体制

山梨県地域包括ケア推進会議開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、健康長寿やまなしプランの策定及び山梨県における地域包括ケアシステムの推進に当たり参考とするため、学識経験者、保健・医療・福祉関係者等から幅広く意見を求めることを目的として開催する「山梨県地域包括ケア推進会議」（以下「推進会議」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。

- (1) 山梨県高齢者福祉計画案の検討
- (2) 山梨県介護保険事業支援計画案の検討
- (3) 山梨県における地域包括ケアシステムの推進
- (4) その他必要とする事項

(構成)

第3条 推進会議は、別表に掲げる各分野の関係団体・学識経験者等から、福祉保健部長が委嘱する委員をもって構成する。

2 委員の任期は3年以内とし、再任を妨げないものとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 推進会議は、福祉保健部長が招集する。

- 2 推進会議に座長を置き、福祉保健部長が座長を指名する。
- 3 座長は会議を進行する。
- 4 座長に事故ある時は、あらかじめその指名する委員が代理する。
- 5 福祉保健部長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 推進会議のもとに、必要に応じて部会を開催することができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、山梨県福祉保健部健康長寿推進課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は福祉保健部長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月9日から施行する。

別 表（第3条関係）

分 野	団 体 等 の 名 称
医 療 関 係	山梨県医師会 山梨県歯科医師会 山梨県薬剤師会 山梨県看護協会 山梨県歯科衛生士会 山梨県民間病院協会 山梨県精神科病院協会 山梨県官公立病院等協議会 山梨県リハビリテーション病院・施設協議会 山梨県認知症疾患医療センター 山梨県理学療法士会 山梨県作業療法士会 山梨県言語聴覚士会 山梨県国民健康保険団体連合会
保 健 関 係	山梨県栄養士会 山梨県医療社会事業協会 山梨県精神保健福祉士協会
福 祉 関 係	山梨県社会福祉協議会 山梨県民生委員児童委員協議会 山梨県老人クラブ連合会 山梨県老人保健施設協議会 山梨県老人福祉施設協議会 山梨県認知症グループホーム協会 山梨県社会福祉士会 山梨県介護福祉士会 山梨県社会福祉法人経営者協議会 山梨県介護支援専門員協会 日本介護福祉士養成施設協会山梨県連絡協議会
そ の 他 学 識 経 験 者 等	山梨県市長会 山梨県町村会 地域包括支援センター 認知症の人と家族の会山梨県支部 認知症介護指導者 山梨県弁護士会 学識経験者（保健医療）

地域包括ケア推進会議委員名簿

任期：R2.7.27～R5.3.31

分野	団体等		氏名
	名称	役職	
医療関係	山梨県医師会	副会長	手塚 司朗
	山梨県医師会	理事	中澤 良英
	山梨県歯科医師会	理事	笠井 隆司
	山梨県薬剤師会	副会長	堀内 敏光
	山梨県看護協会	会長	古屋 玉枝
	山梨県歯科衛生士会	会長	永井 鈴美
	山梨県民間病院協会	会長	高原 仁
	山梨県精神科病院協会	会長	久保田 正春
	山梨県官公立病院等協議会	幹事	野方 尚
	山梨県リハビリテーション病院・施設協議会	会長	高橋 篤
	山梨県認知症疾患医療センター	副課長	精進 直幸
	山梨県理学療法士会	会長	小林 伸一
	山梨県作業療法士会	会長	山本 伸一
	山梨県言語聴覚士会	会長	内山 量史
山梨県国民健康保険団体連合会	常務理事	佐藤 佳臣	
保健関係	山梨県栄養士会	会長	田草川 憲男
	山梨県医療社会事業協会	会長	太田 聡子
	山梨県精神保健福祉士協会	会長	千野 由貴子
福祉関係	山梨県社会福祉協議会	常務理事	茂手木 正人
	山梨県民生委員児童委員協議会	会長	竹内 稔
	山梨県老人クラブ連合会	会長	浅利 勝往
	山梨県老人保健施設協議会	会長	福田 六花
	山梨県老人福祉施設協議会	会長	石井 貴志
	山梨県認知症高齢者グループホーム協会	会長	小野 雄一
	山梨県社会福祉士会	地域包括支援委員会委員	河西 保子
	山梨県介護福祉士会	会長	甘利 俊明
	山梨県社会福祉法人経営者協議会	会長	前島 茂松
	山梨県介護支援専門員協会	会長	鷺見 よしみ
	日本介護福祉士養成施設協会山梨県連絡協議会	代表	中島 朱美
学識経験者等	山梨県市長会	会長	樋口 雄一
	山梨県町村会	会長	佐野 和広
	地域包括支援センター	副保健師長	内田 直子
	認知症のひとと家族の会山梨県支部	代表	田村 一貴
	認知症介護指導者	山梨県世話人	堀田 潔
	山梨県弁護士会	弁護士	鶴見 亮太
	学識経験者（山梨大学大学院総合研究部医学域）	教授	山縣 然太郎
	学識経験者（山梨県立大学看護学部）	教授	佐藤 悦子

健康長寿やまなしプラン

(山梨県高齢者福祉計画・山梨県介護保険事業支援計画)

令和3年度～令和5年度

令和3年 月

山梨県

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

TEL:055-223-1453 / FAX:055-223-1469

山梨県ホームページ

<https://www.pref.yamanashi.jp/>
